

## 委員からの意見等資料

# 「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」 地方創生に資する大学改革に向けた中間報告（案）への意見

平成 29 年 5 月 11 日  
富山県知事 石井隆一

## 2. 基本的な問題認識

### (3) 東京一極集中の現状と課題

- ③ 依然として続く東京一極集中を本気で是正するためには、個々の地方公共団体の自主的な取組や交付金による誘導策だけでは限界がある。このため、国の責任において、地方大学振興施策のみならず、東京の大学の新增設の抑制施策をセットにして、法的な枠組みを含めて抜本的な対策を講じるべきである。加えて、官民を挙げて地方での魅力のある雇用創出や地方への人材還流に向けた対策を強化する必要がある。

記述の趣旨に賛同するものであり、抜本的な対策とするためにも、地方大学振興施策と東京の大学の新增設の抑制施策については、立法措置を講じることとしていただきたい。

## 4. 取組の方向性

### (2) 東京における大学の新增設の抑制

- ③ 具体的には、大学生の集中が進み続ける東京 23 区においては、大学の定員増を認めないこととする。

その際、総定員の範囲内で対応するのであれば、既存の学部・学科の改廃等により、社会のニーズに応じて、新たな学部・学科の設置、社会人や留学生の受入れは認めることとする（スクラップ・アンド・ビルドの徹底）。

（注）この点については、我が国の研究教育の発展に貢献し得ると認められる定員増等については、規制の対象から外すべきとの意見、東京 23 区の大学の定員は現状よりも削減しても差し支えないとの意見もあった。

東京 23 区の学生シェアは既に 18%と、人口シェアの 7.3%を大きく上回っている。今後、18 歳人口がさらに減少すれば、23 区の学生シェアは 20 年後には 22%程度に達することが見込まれる。

東京一極集中の是正を図る観点から、東京 23 区内の大学の定員増は認めないこととし、社会のニーズに応じて新たな学部・学科の設置や社会人・留学生の受入れを認める場合も、例外なくスクラップ・アンド・ビルドを徹底すべきと考える。

(4) 地方における雇用創出及び若者の就職の促進

① 国・地方公共団体に求められる取組

国及び地方公共団体は、東京圏在住の地方出身学生等の地方への還流や、地方在住学生の地方での定着の促進に向けて、地方拠点強化税制、奨学金返還支援制度、地方創生インターンシップ事業、地方創生関係交付金によるしごと創生への支援等、以下のような取組を推進すべきである。

- i 奨学金返還支援制度の全国展開
- ii 地方創生インターンシップの推進
- iii 地方拠点強化税制の見直し

平成29年度末で適用期限が到来することとなっている地方拠点強化税制については、東京一極集中の是正という観点からも、より実効性のある制度となるよう、ぜひ前向きな「見直し」をお願いしたい。

## 地方創生に資する大学改革に向けた中間報告（案）に対する意見

委員：宇都宮大学長 石田 朋靖

### 基本的な考え方

国立大学はすべての都道府県に設置され、各地域において高等教育を受ける機会を提供して地域に必要とされる総合的な人材育成を行うとともに(\*1)、多様な分野の研究活動等を通じて地域の社会、経済、文化、医療等に貢献し、各地域の個性・特色を生かした我が国全体の発展に寄与してきた。

特に近年、各国立大学は地方創生のエンジンとしての役割・責任を自覚し、公私立大学とも連携して、地方公共団体や地域の産業界とともに地方創生を支える人材の育成・定着や新たな産業・雇用の創出に取り組んでいる(\*2)。

また、地域のニーズに応じた学部・学科の再編を、地方公共団体や地方の産業界との緊密な連携の下に積極的に進めている(\*3)。

さらに、地域の中小企業との共同研究をはじめ、全学的な体制による組織的・本格的な産学官金連携の推進に努めている。これらについては、学長のリーダーシップの下に明確なビジョン・戦略を策定して取り組んでいる(\*4)。

将来の社会の姿として想定されている超スマート社会においては、産業形態が大規模集積型から遠隔分散型へとパラダイムがシフトし、各地方に高度な教育研究機能を持つ大学が存在することの意義やメリットを再認識する必要があると考える。

国立大学が、地方創生の中核としての役割・機能を一層強化し、我が国の発展に貢献していくために、学長のリーダーシップによる取組を支える基盤的な経費である運営費交付金の拡充をはじめ、各方面のご理解とご支援をお願いするものである。

- \*1 学部学生数の中の国立大学学生数の割合は全国では17%であるが、県別にみると島根県の81%をはじめ、鳥取、富山、佐賀など13県で50%以上となっており、地方における幅広い分野への進学機会の確保に大きく寄与している。
- \*2 文部科学省の「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」に選定された42事業のうち、国立大学は36事業において主幹校となって事業を実施しており、全事業の参加大学数の合計は国立大学46、公立大学40、私立大学108となっている。
- \*3 平成28年度に宇都宮大学地域デザイン科学部、宮崎大学地域資源創成学部等、平成29年度に横浜国立大学都市科学部、滋賀大学にデータサイエンス学部等がスクラップ・アンド・ビルドによって新設されるなど、平成23年度以降今日までに全体の約4割の学部・学科が地域や産業界のニーズを踏まえて改変改組されている。
- \*4 平成27年度の大学と民間企業との共同研究において国立大学の占める割合は、実施件数約2万1千件のうち約75%の1万6千件、受入額467億円のうち約79%の367億円となっている。また、同一県内中小企業との共同研究実施件数の上位30大学のうち、28大学が国立大学である。

## 具体的な修正意見

中間報告(案)においては、事前に提出した意見を反映して頂き、地方創生における国立大学の役割や取組を踏まえ、さらなる貢献への期待に基づいた提言となっており、ご理解に感謝する。その上で次の修正についてもご検討をお願いしたい。

P.2

②大学の大衆化（大学・短期大学進学率は約6割）の現実と、「**学術の中心**」という**教育基本法に掲げる大学の理念** ~~「学問の最高府」という大学の建前~~がかい離し、  
学術研究面でも、実践教育面でも、**十分に答えきれていない** ~~中途半端な~~大学が多いのではないかとの指摘もある。

(修整理由)

「学問の最高府」というのは、単なる「大学の建前」ではない。

P.2-3

一方、日本の大学では、**学長の予算や人事に対する裁量・権限が弱く、ガバナンスが発揮しにくい**などの指摘もあったため、平成27年に学校教育法及び国立大学法人法が改正・施行され学長が明確なビジョンを示し、学部・学科等の組織改革、戦略的な資源配分、外部資金の獲得等を進めているところであり、地方大学の振興等に当たっても学長のガバナンスの発揮が重要である。

~~しかしながら、学長の予算や人事に対する裁量・権限が弱く、ガバナンスが発揮しにくいとの指摘や、国立大学においては、組織を監督する理事会に相当するものがなく、学長が理事を任命する仕組みとなっていることが問題であるとの指摘もあるので、これらについての検討が必要である。~~

また、地方大学への財政支援の縮減により、新しい機能を果たすことが困難になっている面もある。

~~さらに、ビジネスやベンチャーとの連携を軽視する風潮も見られる。~~

(修整理由)

国立大学には、委員の過半数が産業界、地方公共団体などの大学外の有識者から成る経営協議会が置かれ、大学経営に関する重要事項を審議している。また、学長が理事を任命するのは、独法共通の仕組みであり、学長のリーダーシップを高めるために必要な制度である。

また、ビジネスやベンチャーとの連携については、現在、いずれの大学においても、最重要課題の一つとして積極的に取り組んでいる。

P. 3

⑦近年では首長主導で高等教育振興基本方針を策定し、地方創生の拠点として積極的に位置づける事例もあるが、地域における大学の役割・位置づけが不明確であり、特に、地方の国立大学は地方公共団体との間でコミュニケーションが十分取られていないケースが見られる。~~また~~一方、各大学においては、近年新設された地域創生系学部などに見られるように、学生と教員が地域に入り込んだ課題解決型の実習や地方公共団体職員による講義などの連携も進んでおり、地方公共団体においても、高等教育政策担当のセクションを確立し、こうした地方大学と地方公共団体との緊密な連携を、それぞれの地域で更に加速する必要がある。

(修整理由)

近年、多くの大学において、新学部の設置、COC+事業やインターンシップの実施などを通じて、積極的に地方公共団体との連携を進めており、こうした取り組みを広め加速させる観点から、追加修正した方が良い。

P. 9

⑧大学への補助金（運営費交付金、私学助成）等については、運営に係る基盤的経費を確保しつつ、その配分を見直し、より地方創生に資するメリハリの効いた配分にするよう検討する。

(修整理由)

メリハリの効いた配分の前提として、基盤的経費を確実に措置する必要がある。

P. 12

今後、これらの主要課題について、その具体化に向けた検討を進めることはもとより、~~大学のガバナンスのあり方~~、大学進学者収容力の地域差の改善方策、東京圏の大学と地方大学の連携の具体的方策、地方での雇用創出対策、大学の地方創生に関する役割・機能を一層強化する観点からのガバナンスのあり方などの個別課題についても、さらに当会議において議論を深めることとする。

(修整理由)

本会議の設置の基本的趣旨に沿って、検討の観点を明確化すべきである。

平成 29 年 5 月 10 日

地方大学振興有識者会議「中間報告(案)」に対する意見

早稲田大学 鎌田 薫

平成 29 年 5 月 9 日付「中間報告(案)」4. (2) ③においては、「東京 23 区においては、大学の定員増を認めないこととする」と断定的に記載されている。④の留意事項も③の範囲内でのみ限定的に配慮されるべき事項でしかないとするならば、これまでの会議において複数の委員から口頭または文書によって繰り返し表明されてきた一律規制に対する慎重論は一括して排除されたこととなってしまう。

そもそも、学生がどこで何を学ぶか、大学がどのような分野の研究教育を推進するか、は学問の自由(憲法 23 条)および教育を受ける権利(憲法 26 条 1 項)の一部をなすものであり、これを制限するには合理的な理由が必要であることから、政府においても、これまで一貫して謙抑的な態度をとってきた。この点、東京 23 区の大学の定員増を禁止すれば、反射的に地方大学の振興または地方の活性化が図られるかもしれないという「見込み」ないし「期待」は、学問の自由や教育を受ける権利に対して強い制約をかける根拠とはなり得ない。

とりわけ、わが国において先進諸国・近隣諸国に後れをとっていると言われる、AI、IoT、データサイエンス、医理工連携分野等については、多様な学問分野の協働が必要とされており、多くの大学の集積する東京において、国内外から優秀な研究者を迎え入れて新たな研究教育組織を発足させる必要がある。その際、学生一人当たりの公財政支出額が、国立大学 218 万円に対し、私立大学 17 万円という不合理に大きな格差の下に置かれている私立大学においては、収入の大半を学生納付金に頼らざるを得ず、学生納付金額は、文系において国立大学のその 2 倍、理工系において 3 倍を超えるに至っている現状において、私立大学がこうした分野での研究・教育を推進しようとする場合には、一時的にはあれ、学生定員を増加させなければ、その原資を確保することができない。こうした状況の下で、東京 23 区内にある私立大学の定員増を一律に抑制することは、私立大学が、教育再生とイノベーションな研究を推進し、わが国の国際競争力の向上に貢献することを妨げかねない。

したがって、少なくとも「わが国の研究教育の発展に貢献しうると認められる私立大学の定員増等については、一律規制の対象から外すべき」との意見を単なる注記から本文に格上げすることを強く求めたい。

また、4 月 27 日付中間報告案の、国立大学に関する 4. (2) ⑤の記載が、より曖昧な表現の④ivに改められているが、これは本報告案のターゲットが私立大学であることを強く意識させるものであり、妥当ではない。むしろ、地方出身学生が東京の大学に進学することを抑制すれば地方は活性化すると信ずるのならば、東京の主要大学のうち地方出身学生比率が最も高いと思われる東京大学が、学部を廃止して、大学院大学・研究大学に特化するといった大胆な改革を提案すべきものと思われる。

以上